

半 期 報 告 書

(第82期中) 自 平成22年 4 月 1 日
至 平成22年 9 月 30 日

株式会社商工組合中央金庫

(E21951)

第82期中（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社商工組合中央金庫

目 次

頁

第82期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	27
3 【対処すべき課題】	27
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3 【設備の状況】	29
1 【主要な設備の状況】	29
2 【設備の新設、除却等の計画】	29
第4 【提出会社の状況】	30
1 【株式等の状況】	30
2 【株価の推移】	32
3 【役員の状況】	32
第5 【経理の状況】	33
1 【中間連結財務諸表等】	34
2 【中間財務諸表等】	94
第6 【提出会社の参考情報】	118
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	119

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年12月15日

【中間会計期間】 第82期中(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 哲 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03 (3272) 6111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部主計室長 瀧 村 秀 行

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近2中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 10月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	119,553	115,842	122,294	239,943
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△1,838	15,459	△6,036	12,690
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△1,900	8,073	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	△3,719	6,704
連結純資産額	百万円	837,286	856,554	685,116	847,960
連結総資産額	百万円	11,739,059	12,250,947	10,913,262	12,090,335
1株当たり純資産額	円	129.84	138.70	128.89	134.75
1株当たり中間 純利益金額 (△は1株当たり中間 純損失金額)	円	△0.87	3.70	—	—
1株当たり当期 純利益金額 (△は1株当たり当期 純損失金額)	円	—	—	△1.70	3.07
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—
自己資本比率	%	7.10	6.96	6.24	6.98
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.02	11.80	8.91	11.39
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	425,052	101,228	147,281	709,692
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△587,566	△93,485	△95,707	△913,080
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	147,739	△4,509	2,293	147,734
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	68,867	31,221	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	83,641	27,988
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,373 [719]	4,385 [762]	4,220 [685]	4,299 [725]

- (注) 1. 当金庫及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しております。当金庫は、国際統一基準を採用しております。
7. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、平成20年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。
8. 当半期報告書は、平成21年度中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)が作成初年度であり、平成20年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)以前の間接連結会計期間については、記載しておりません。
9. 平成20年度(平成20年10月1日から平成21年3月31日)より連結財務諸表を作成しているため、平成20年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)以前の連結会計年度については、記載しておりません。

(2) 当金庫の最近2中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第81期中	第82期中	第80期	第81期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	106,909	103,531	110,448	214,632
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△2,748	14,302	△6,290	10,988
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△2,469	7,376	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	△3,717	5,616
資本金	百万円	218,653	218,653	218,653	218,653
発行済株式総数	千株	2,186,531	2,186,531	2,186,531	2,186,531
純資産額	百万円	832,807	850,883	681,324	842,974
総資産額	百万円	11,707,597	12,213,085	10,881,977	12,056,799
預金残高	百万円	3,360,751	3,402,245	3,112,571	3,337,866
債券残高	百万円	6,211,227	5,751,818	6,405,711	5,941,275
貸出金残高	百万円	9,370,582	9,414,189	9,161,235	9,455,603
有価証券残高	百万円	2,154,886	2,575,478	1,560,935	2,482,634
1株当たり配当額	円	—	—	普通株式 (政府以外分) 1.50 普通株式(政府分) 0.50	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式(政府分) 1.00
自己資本比率	%	7.11	6.96	6.26	6.99
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.02	11.81	8.92	11.40
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,062 [643]	4,056 [684]	3,907 [612]	3,970 [650]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり配当額については、普通株式(政府以外分)と普通株式(政府分)とに区別して、記載しております。株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しております。当金庫は、国際統一基準を採用しております。

5. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、第80期(平成21年3月期)は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

6. 当半期報告書は、第81期中(平成21年9月期)が作成初年度であり、第79期(平成20年9月期)以前については、記載しておりません。

なお、(参考)として、転換前の「主要な経営指標等の推移」を別途記載しています。

(参考) 転換前の「主要な経営指標等の推移」は以下のとおりです。

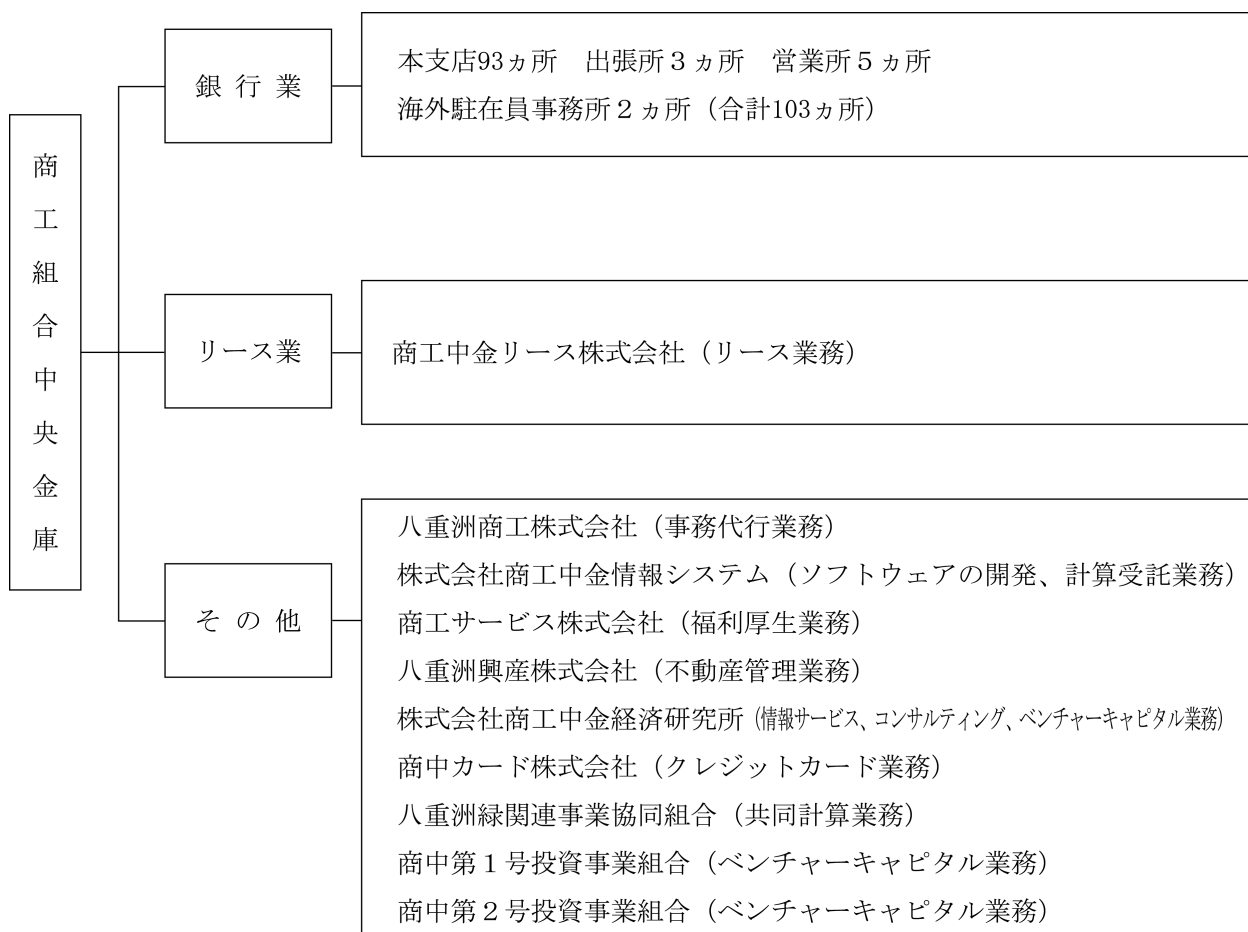
回次		第75期	第76期	第77期	第78期	第79期
決算年月		平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成20年 9 月
経常収益	百万円	189,454	186,195	192,240	209,411	105,411
経常利益 (△は経常損失)	百万円	15,348	28,508	28,240	17,252	△4,330
当期純利益	百万円	9,281	12,840	14,269	21,878	2,867
資本金	百万円	517,265	519,765	522,765	522,765	522,420
総出資口数	千口	5,172,650	5,197,650	5,227,650	5,227,650	5,224,202
純資産額	百万円	652,835	664,707	678,641	694,852	690,073
総資産額	百万円	11,584,874	11,495,477	10,996,819	10,722,950	10,538,108
預金残高	百万円	2,390,086	2,420,083	2,539,914	2,655,067	2,722,127
債券残高	百万円	7,811,258	7,832,643	7,228,966	6,821,949	6,620,506
貸出金残高	百万円	9,588,803	9,427,601	9,355,271	9,114,977	8,932,141
有価証券残高	百万円	1,610,338	1,770,737	1,532,084	1,463,473	1,473,510
組合出資 1 口当たり 配当額	円	3.00	3.00	3.00	3.00	1.50
自己資本比率	%	—	—	6.17	6.48	6.54
単体自己資本比率	%	7.78	8.01	8.31	8.80	8.94
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,898 [576]	3,878 [580]	3,850 [586]	3,836 [588]	3,996 [599]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、平成19年3月(平成18年度)から、商工組合中央金庫法第30条の3の規定に基づく平成19年財務省・経済産業省告示第1号に定められた算式に基づき算出しております。
なお、平成18年3月(平成17年度)以前は、商工組合中央金庫法第30条の3の規定に基づく平成5年大蔵省・通産省告示第1号に定められた算式に基づき算出しております。
5. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、第79期(平成20年9月期)は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヵ月決算となっております。なお、転換前の「主要な経営指標等の推移」は、商工組合中央金庫法に基づいて、作成されています。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当金庫グループ（当金庫及び当金庫の子会社等）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

事業系統図は以下のとおりです。



(注) 株式会社商工中金経済研究所は、平成22年4月1日付で会社名を株式会社日本商工経済研究所から現社名に変更しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	4,056 [684]	53 [10]	276 [68]	4,385 [762]

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員773人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当金庫の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	4,056 [684]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員695人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当金庫の組合は、商工中金職員組合と称し、組合員数は3,479人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

[金融経済環境]

当中間連結会計期間のわが国経済は、緩やかな回復が続きました。欧州ではギリシャをはじめとする周辺国の財政悪化が問題となり、米国経済も依然過剰債務が重石となって回復の動きが鈍いなど、先進国の回復は総じて緩やかであった一方、新興国では比較的高い成長が続きました。こうした海外経済の動向を受け、わが国では中国をはじめとするアジア向けを中心に輸出が増加し、個人消費もエコカー補助金・減税及びエコポイントといった景気対策等が効果を表し、緩やかに持ち直しました。もっとも雇用情勢は依然厳しく、デフレが続きました。加えて、夏場以降は円高の進行もあって、減速感が強まりました。

中小企業についてみますと、当金庫「中小企業月次景況観測」において、景況は緩やかに持ち直しました。但し、9月に入り政策効果の一巡や、円高等から不透明感が強まったうえ、売上高は直近のピークを依然下回る状況が続き、生産設備と雇用の過剰感も根強く残りました。

こうした中、倒産件数は各種対策により資金繰りの厳しさが幾分和らいだこともあり、減少しました。

金融面につきましては、円／ドル相場において日米金利差の縮小等から9月に一時15年振りとなる1ドル＝82円台まで円高が進みました。このため政府・日本銀行は約6年振りに円売り・ドル買い介入を実施しました。

円高等を受けた景気の下振れリスクの高まりから日本銀行は8月に金融緩和を強化し、TIBORは緩やかに低下、長期金利（新発10年国債利回り）も1%割れの水準まで低下しました。日経平均株価は4月の11,000円台から9月には9,000円台まで下落しました。

[事業の経過及び成果]

当中間連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

貸出金は、危機対応業務の推進をはじめとするセーフティネット機能を発揮したものの、お取引先の資金需要の減少等により、期末残高は前連結会計年度末比359億円減少し、9兆3,910億円となりました。また、有価証券は、経済情勢や市場環境を踏まえ、国内債券を中心に運用を行った結果、期末残高は同927億円増加し、2兆5,721億円となりました。

預金は、定期預金残高が増加したことなどから、期末残高は前連結会計年度末比634億円増加し、3兆3,970億円となりました。また、債券は、割引債残高が減少したことなどから、期末残高は同1,894億円減少し、5兆7,516億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前連結会計年度末比1,606億円増加し、12兆2,509億円となりました。自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に基づき算出したもの）は、同0.41%増加し、11.80%となりました。

損益面につきましては、経常収益は、その他業務収益が減少したことなどにより、前年同期比37億円減少し、1,158億円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用やその他経常費用が減少したことなどにより、同210億円減少し、1,003億円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比172億円増加し154億円、中間純利益は同99億円増加し80億円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末比32億円増加し、312億円となりました。

当中間連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動における資金は、借入金の増加等を反映し1,012億円（前年同期比△3,238億円）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動における資金は、有価証券の取得等を反映し△934億円（前年同期比+4,940億円）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動における資金は、配当金の支払等を反映し△45億円（前年同期比△1,522億円）となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間におきまして、国内は、資金運用収支が645億83百万円、役員取引等収支が36億92百万円、特定取引収支が28億91百万円、その他業務収支が26億42百万円となりました。

海外は、資金運用収支が1億37百万円、役員取引等収支が11百万円、その他業務収支が△11億15百万円となりました。

以上により、合計では、資金運用収支は前年同期比46億51百万円増加して647億21百万円、役員取引等収支は同3億25百万円減少して37億4百万円、特定取引収支は同91百万円減少して28億91百万円、その他業務収支は同40億9百万円減少して15億27百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	59,869	201	—	60,070
	当中間連結会計期間	64,583	137	—	64,721
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	93,196	368	△147	93,416
	当中間連結会計期間	92,442	201	△60	92,583
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	33,327	167	△147	33,346
	当中間連結会計期間	27,859	63	△60	27,862
役員取引等収支	前中間連結会計期間	4,034	△5	—	4,029
	当中間連結会計期間	3,692	11	—	3,704
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	4,651	2	—	4,654
	当中間連結会計期間	4,768	16	—	4,785
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	616	7	—	624
	当中間連結会計期間	1,076	4	—	1,081
特定取引収支	前中間連結会計期間	2,983	—	—	2,983
	当中間連結会計期間	2,891	—	—	2,891
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	2,983	—	—	2,983
	当中間連結会計期間	2,944	—	—	2,944
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	53	—	—	53
その他業務収支	前中間連結会計期間	5,546	△9	—	5,536
	当中間連結会計期間	2,642	△1,115	—	1,527
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	16,852	—	—	16,852
	当中間連結会計期間	13,587	—	—	13,587
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	11,306	9	—	11,315
	当中間連結会計期間	10,945	1,115	—	12,060

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は11兆7,567億70百万円、利息は924億42百万円、利回りは1.56%となりました。また、国内の資金調達勘定の平均残高は10兆6,866億67百万円、利息は278億59百万円、利回りは0.51%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は384億68百万円、利息は2億1百万円、利回りは1.04%となりました。また、海外の資金調達勘定の平均残高は395億60百万円、利息は63百万円、利回りは0.31%となりました。

以上により、合計の資金運用勘定の平均残高は前年同期比8,031億50百万円増加して11兆7,582億3百万円、利息は同8億33百万円減少して925億83百万円、利回りは同0.13%低下して1.57%となりました。また、合計の資金調達勘定の平均残高は同7,194億59百万円増加して10兆6,891億91百万円、利息は同54億84百万円減少して278億62百万円、利回りは同0.14%低下して0.51%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	10,942,029	93,196	1.69
	当中間連結会計期間	11,756,770	92,442	1.56
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,976,192	83,824	1.86
	当中間連結会計期間	9,065,608	84,068	1.84
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,779,949	7,911	0.88
	当中間連結会計期間	2,476,855	6,842	0.55
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	61,247	56	0.18
	当中間連結会計期間	60,748	95	0.31
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	25,012	15	0.12
	当中間連結会計期間	53,683	30	0.11
うち預け金	前中間連結会計期間	31,269	18	0.11
	当中間連結会計期間	29,652	24	0.16
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,956,041	33,327	0.66
	当中間連結会計期間	10,686,667	27,859	0.51
うち預金	前中間連結会計期間	3,084,120	4,411	0.28
	当中間連結会計期間	3,099,249	3,031	0.19
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	75,157	164	0.43
	当中間連結会計期間	53,267	63	0.23
うち債券	前中間連結会計期間	6,344,601	26,909	0.84
	当中間連結会計期間	5,856,565	19,298	0.65
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	6,195	17	0.57
	当中間連結会計期間	701	0	0.22
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	139	0	0.09
うち借入金	前中間連結会計期間	438,048	1,781	0.81
	当中間連結会計期間	1,672,401	5,430	0.64

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,723百万円、当中間連結会計期間1,685百万円)を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	51,347	368	1.43
	当中間連結会計期間	38,468	201	1.04
うち貸出金	前中間連結会計期間	20,757	196	1.88
	当中間連結会計期間	18,677	137	1.47
うち有価証券	前中間連結会計期間	28,952	170	1.17
	当中間連結会計期間	17,939	61	0.67
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,637	2	0.24
	当中間連結会計期間	1,852	2	0.23
資金調達勘定	前中間連結会計期間	52,014	167	0.64
	当中間連結会計期間	39,560	63	0.31
うち預金	前中間連結会計期間	2,469	5	0.41
	当中間連結会計期間	2,524	3	0.25
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	0	0	0.50
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	11,219	14	0.25
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間726百万円、当中間連結会計期間1,165百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	10,993,377	△38,324	10,955,052	93,564	△147	93,416	1.70
	当中間連結会計期間	11,795,239	△37,036	11,758,203	92,643	△60	92,583	1.57
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,996,950	—	8,996,950	84,020	—	84,020	1.86
	当中間連結会計期間	9,084,285	—	9,084,285	84,206	—	84,206	1.84
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,808,901	—	1,808,901	8,081	—	8,081	0.89
	当中間連結会計期間	2,494,794	—	2,494,794	6,904	—	6,904	0.55
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	61,247	—	61,247	56	—	56	0.18
	当中間連結会計期間	60,748	—	60,748	95	—	95	0.31
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	25,012	—	25,012	15	—	15	0.12
	当中間連結会計期間	53,683	—	53,683	30	—	30	0.11
うち預け金	前中間連結会計期間	32,907	—	32,907	20	—	20	0.12
	当中間連結会計期間	31,505	—	31,505	26	—	26	0.16
資金調達勘定	前中間連結会計期間	10,008,056	△38,324	9,969,731	33,494	△147	33,346	0.66
	当中間連結会計期間	10,726,228	△37,036	10,689,191	27,922	△60	27,862	0.51
うち預金	前中間連結会計期間	3,086,590	—	3,086,590	4,416	—	4,416	0.28
	当中間連結会計期間	3,101,773	—	3,101,773	3,034	—	3,034	0.19
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	75,157	—	75,157	164	—	164	0.43
	当中間連結会計期間	53,267	—	53,267	63	—	63	0.23
うち債券	前中間連結会計期間	6,344,601	—	6,344,601	26,909	—	26,909	0.84
	当中間連結会計期間	5,856,565	—	5,856,565	19,298	—	19,298	0.65
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	6,196	—	6,196	17	—	17	0.57
	当中間連結会計期間	701	—	701	0	—	0	0.22
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	139	—	139	0	—	0	0.09
うち借入金	前中間連結会計期間	449,268	—	449,268	1,795	—	1,795	0.79
	当中間連結会計期間	1,672,401	—	1,672,401	5,430	—	5,430	0.64

(注) 1. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間2,449百万円、当中間連結会計期間2,850百万円)を控除して表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は47億68百万円となりました。また、役務取引等費用は10億76百万円となりました。

海外の役務取引等収益は16百万円、役務取引等費用は4百万円となりました。

以上により、合計の役務取引等収益は前年同期比1億31百万円増加して47億85百万円、役務取引等費用は同4億56百万円増加して10億81百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,651	2	—	4,654
	当中間連結会計期間	4,768	16	—	4,785
うち債券・預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,773	—	—	1,773
	当中間連結会計期間	1,999	—	—	1,999
うち為替業務	前中間連結会計期間	758	0	—	758
	当中間連結会計期間	771	14	—	786
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	360	—	—	360
	当中間連結会計期間	247	—	—	247
うち代理業務	前中間連結会計期間	619	—	—	619
	当中間連結会計期間	650	—	—	650
うち保証業務	前中間連結会計期間	954	2	—	957
	当中間連結会計期間	919	2	—	922
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	0	—	—	0
	当中間連結会計期間	0	—	—	0
役務取引等費用	前中間連結会計期間	616	7	—	624
	当中間連結会計期間	1,076	4	—	1,081
うち為替業務	前中間連結会計期間	167	7	—	175
	当中間連結会計期間	168	4	—	172

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は前年同期比38百万円減少して29億44百万円となりました。また、特定取引費用は同53百万円増加して53百万円となりました。

なお、海外の特定取引収益及び特定取引費用の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	2,983	—	—	2,983
	当中間連結会計期間	2,944	—	—	2,944
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	1	—	—	1
	当中間連結会計期間	2	—	—	2
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	5	—	—	5
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	2,976	—	—	2,976
	当中間連結会計期間	2,942	—	—	2,942
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	53	—	—	53
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	53	—	—	53
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

国内の特定取引資産は前年同期比92億74百万円増加して414億28百万円となりました。また、特定取引負債は同100億90百万円増加して367億26百万円となりました。

なお、海外の特定取引資産及び特定取引負債の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	32,153	—	—	32,153
	当中間連結会計期間	41,428	—	—	41,428
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	111	—	—	111
	当中間連結会計期間	170	—	—	170
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	32,042	—	—	32,042
	当中間連結会計期間	41,257	—	—	41,257
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引負債	前中間連結会計期間	26,635	—	—	26,635
	当中間連結会計期間	36,726	—	—	36,726
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	26,635	—	—	26,635
	当中間連結会計期間	36,726	—	—	36,726
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,352,382	2,592	—	3,354,975
	当中間連結会計期間	3,393,850	3,199	—	3,397,050
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,441,657	151	—	1,441,808
	当中間連結会計期間	1,393,352	967	—	1,394,319
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,834,689	2,441	—	1,837,130
	当中間連結会計期間	1,903,419	2,232	—	1,905,651
うちその他	前中間連結会計期間	76,036	—	—	76,036
	当中間連結会計期間	97,078	—	—	97,078
譲渡性預金	前中間連結会計期間	43,670	—	—	43,670
	当中間連結会計期間	94,360	—	—	94,360
総合計	前中間連結会計期間	3,396,052	2,592	—	3,398,645
	当中間連結会計期間	3,488,210	3,199	—	3,491,410

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. ①流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金

②定期性預金＝定期預金

(6) 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
割引商工債	前中間連結会計期間	801,430	—	—	801,430
	当中間連結会計期間	651,668	—	—	651,668
利付商工債	前中間連結会計期間	5,409,657	—	—	5,409,657
	当中間連結会計期間	5,099,950	—	—	5,099,950
合計	前中間連結会計期間	6,211,087	—	—	6,211,087
	当中間連結会計期間	5,751,618	—	—	5,751,618

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,318,152	100.00
製造業	3,326,904	35.70
農業・林業	14,471	0.16
漁業	3,837	0.04
鉱業・採石業・砂利採取業	11,811	0.13
建設業	232,841	2.50
電気・ガス・熱供給・水道業	24,547	0.26
運輸通信業・郵便業	1,141,308	12.25
卸売・小売業	2,791,960	29.96
金融・保険業	96,986	1.04
不動産業	509,413	5.47
各種サービス業	1,151,772	12.36
地方公共団体	438	0.00
その他	11,856	0.13
海外及び特別国際金融取引勘定分	21,124	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	21,124	100.00
合計	9,339,276	—

業種別	平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,371,407	100.00
製造業	3,288,298	35.09
農業・林業	17,625	0.19
漁業	3,689	0.04
鉱業・採石業・砂利採取業	11,230	0.12
建設業	246,043	2.62
電気・ガス・熱供給・水道業	21,599	0.23
情報通信業・運輸業・郵便業	1,175,605	12.54
卸売業・小売業	2,813,284	30.02
金融業・保険業	90,787	0.97
不動産業	511,416	5.46
各種サービス業	1,178,566	12.58
地方公共団体	438	0.00
その他	12,822	0.14
海外及び特別国際金融取引勘定分	19,672	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	19,672	100.00
合計	9,391,079	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、前連結会計年度から業種の表示を一部変更しております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成21年9月30日現在及び平成22年9月30日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	1,613,756	—	—	1,613,756
	当中間連結会計期間	2,030,739	—	—	2,030,739
地方債	前中間連結会計期間	71,097	—	—	71,097
	当中間連結会計期間	142,902	—	—	142,902
社債	前中間連結会計期間	417,347	—	—	417,347
	当中間連結会計期間	374,181	—	—	374,181
株式	前中間連結会計期間	24,475	—	—	24,475
	当中間連結会計期間	22,816	—	—	22,816
その他の証券	前中間連結会計期間	1,036	24,008	—	25,045
	当中間連結会計期間	694	845	—	1,540
合計	前中間連結会計期間	2,127,713	24,008	—	2,151,721
	当中間連結会計期間	2,571,335	845	—	2,572,180

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当金庫の海外店であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当金庫の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	71,110	71,398	287
経費(除く臨時処理分)	(△) 37,193	37,055	△138
人件費	(△) 21,458	21,130	△328
物件費	(△) 14,125	14,221	96
税金	(△) 1,609	1,703	94
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	33,917	34,343	426
一般貸倒引当金繰入額	(△) 2,374	△6,486	△8,860
業務純益	31,543	40,829	9,286
うち債券関係損益	3,849	△511	△4,360
臨時損益	△34,291	△26,526	7,764
株式関係損益	△430	△2,675	△2,244
不良債権処理損失	(△) 32,748	24,047	△8,700
貸出金償却	(△) 474	29	△445
個別貸倒引当金繰入額	(△) 31,142	23,439	△7,703
その他の不良債権処理損失	(△) 1,130	578	△552
その他の臨時損益	△1,113	195	1,308
経常利益(△は経常損失)	△2,748	14,302	17,051
特別損益	74	499	425
うち固定資産処分損益	△30	1,573	1,603
税引前中間純利益(△は税引前中間純損失)	△2,674	14,801	17,476
法人税、住民税及び事業税	(△) 5	1,595	1,590
法人税等調整額	(△) △210	5,830	6,040
法人税等合計	(△) △204	7,425	7,630
中間純利益(△は中間純損失)	△2,469	7,376	9,845

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.69	1.56	△0.12
(イ)貸出金利回	1.86	1.85	△0.01
(ロ)有価証券利回	0.87	0.54	△0.32
(2) 資金調達原価 ②	1.39	1.20	△0.19
(イ)預金債券等利回	0.66	0.49	△0.16
(ロ)外部負債利回	0.78	0.63	△0.14
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.29	0.36	0.07

(注) 1. 「国内業務部門」とは、本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.93	8.08	△0.84
業務純益ベース	8.31	9.61	1.30
中間純利益ベース	△0.65	1.73	2.38

4 預金・債券・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	3,360,751	3,402,245	41,494
預金(平残)	3,090,492	3,105,469	14,976
債券(末残)	6,211,227	5,751,818	△459,408
債券(平残)	6,344,728	5,856,751	△487,976
貸出金(末残)	9,370,582	9,414,189	43,607
貸出金(平残)	9,027,721	9,109,421	81,699

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	849,618	1,078,064	228,445
法人等	2,508,540	2,320,981	△187,558
合計	3,358,158	3,399,045	40,886

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

該当事項はありません。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	7,896,029	7,991,911	95,882
総貸出金残高 ②	百万円	9,349,458	9,394,517	45,059
中小企業等貸出金比率 ①/②	%	84.45	85.07	0.62
中小企業等貸出先件数 ③	件	65,946	67,190	1,244
総貸出先件数 ④	件	68,118	69,363	1,245
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	%	96.81	96.86	0.05

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合、及び資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	19	117	24	130
信用状	849	6,941	878	6,079
保証	1,317	63,521	1,323	65,532
計	2,185	70,580	2,225	71,742

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」(平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当金庫は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しています。なお、当金庫はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	218,653	218,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	危機対応準備金	150,000	150,000
	特別準備金	400,811	400,811
	資本剰余金	0	0
	利益剰余金	62,056	74,235
	自己株式(△)	953	965
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	365	368
	計 (A)	830,201	842,366
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,927	7,427
	一般貸倒引当金	66,967	58,272
	負債性資本調達手段等	49,793	49,793
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	46,000	46,000
	計	118,687	115,493
	うち自己資本への算入額 (B)	118,687	115,493
控除項目	控除項目(注4) (C)	2,075	1,566
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	946,813	956,293

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,138,841	7,621,716
	オフ・バランス取引等項目	187,116	210,803
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,325,958	7,832,519
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	263,899	265,652
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	21,111	21,252
	計((E)+(F)) (H)	8,589,858	8,098,172
連結自己資本比率(国際統一基準)=D/H×100(%)		11.02	11.80
(参考)Tier 1 比率=A/H×100(%)		9.66	10.40

(注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第6条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第6条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	218,653	218,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	危機対応準備金	150,000	150,000
	特別準備金	400,811	400,811
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	0	0
	利益準備金	14,314	15,214
	その他利益剰余金	47,101	57,165
	その他	—	—
	自己株式(△)	953	965
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	829,927	840,879
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,892	7,411
	一般貸倒引当金	66,217	57,657
	負債性資本調達手段等	46,000	46,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	46,000	46,000
	計	114,109	111,068
うち自己資本への算入額 (B)	114,109	111,068	
控除項目	控除項目(注4) (C)	106	81
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	943,930	951,866

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,109,430	7,585,708
	オフ・バランス取引等項目	186,926	210,644
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,296,357	7,796,353
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	262,218	260,509
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	20,977	20,840
	計((E)+(F)) (H)	8,558,575	8,056,863
単体自己資本比率(国際統一基準) = D/H×100(%)		11.02	11.81
(参考)Tier 1 比率 = A/H×100(%)		9.69	10.43

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当金庫の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,966	1,931
危険債権	1,299	1,284
要管理債権	104	24
正常債権	93,674	94,013

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間は、中小企業を取り巻く環境に依然不透明感が残る中、当金庫はセーフティネット機能の発揮を最重要事項とし、法定された指定金融機関として危機対応業務を中心にその機能の発揮に全力をあげて取り組みました。制度開始以降の危機対応業務の累計実績は5万3千件、3兆6千億円を超える規模となり、中小企業の皆さまの資金繰りと経営の安定化へのサポートを通じて、地域の雇用維持・経済の安定化に大きく貢献することができました。長引くデフレや足許の急激な円高進行による景気の下振れリスクが強まる中、引き続き、長期的な視点に基づいた安定的なスタンスを堅持し、お取引先の立場にたって、懇切・丁寧かつ迅速な対応に努めるなどセーフティネット機能の発揮に万全を期して取り組んでまいります。

また、当金庫は「中小企業金融の円滑化」を目的とした金融機関として、その使命・役割を的確に発揮していくため、新たに創設した成長戦略総合支援プログラムを活用する等、中小企業の皆さまの持続的成長（＝中小企業の皆さまの企業価値向上）に向けて全力でサポートしてまいります。

加えて、引き続きお取引先中小企業の皆さまに良質な資金供給を果たしていくため、個人・法人預金を主体に調達基盤拡充に向けた取組みを一層強化していくとともに、限られた経営資源を最大限有効に活用する観点から、業務の効率化、経費の削減など経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、使命である中小企業組合と中小企業の皆さまの成長と企業価値向上に貢献するとともに、当金庫自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

1 経営成績の分析

当中間連結会計期間の連結粗利益は、市場金利低下に伴う資金利益率の改善等により資金運用収支が前年同期比46億円増加し、647億円となりましたが、債券関係損益の減少等によりその他業務収支が同40億円減少し、15億円となったことなどから、同2億円増加し、728億円となりました。

また、与信費用は、早期の経営改善支援等に取り組むとともに政策効果による企業倒産の減少等により前年同期比179億円減少し、173億円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比172億円増加し154億円、中間純利益は同99億円増加し80億円となりました。

○損益の概要

	前中間連結会計期間 (億円) (A)	当中間連結会計期間 (億円) (B)	増減 (億円) (B) - (A)
連結粗利益	726	728	2
資金運用収支	600	647	46
役務取引等収支	40	37	△3
特定取引収支	29	28	△0
その他業務収支	55	15	△40
営業経費 (△)	392	391	△0
与信費用 (注) (△)	353	173	△179
その他	0	△8	△9
経常利益 (△は経常損失)	△18	154	172
特別損益	0	4	4
税金等調整前中間純利益 (△は税金等調整前中間純損失)	△17	159	177
法人税等合計 (△)	1	78	77
少数株主損益調整前中間純利益		80	
少数株主利益	—	—	—
中間純利益 (△は中間純損失)	△19	80	99

(注) 与信費用＝不良債権処理損失＋一般貸倒引当金繰入額

2 財政状態の分析

貸出金は、危機対応業務の推進をはじめとするセーフティネット機能を発揮したものの、お取引先の資金需要の減少等により、前連結会計年度末比359億円減少し、9兆3,910億円となりました。また、有価証券は、経済情勢や市場環境を踏まえ、国内債券を中心に運用を行った結果、同927億円増加し、2兆5,721億円となりました。

預金は、定期預金残高が増加したことなどから、前連結会計年度末比634億円増加し、3兆3,970億円となりました。また、債券は、割引債残高が減少したことなどから、同1,894億円減少し、5兆7,516億円となりました。

これらの結果、総資産は、前連結会計年度末比1,606億円増加し、12兆2,509億円となりました。自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に基づき算出したもの）は、同0.41%増加し、11.80%となりました。

3 キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 キャッシュ・フロー」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

(1) 銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物 延面積 (㎡)	完了年月
当金庫	—	京都支店	京都市 下京区	移転	店舗	—	892.27	平成22年 5月
	—	相模原 営業所	神奈川県 相模原市	新設	店舗	—	211.72	平成22年 9月

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他

重要なものはありません。

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土 地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当金庫	—	旧京都 支店	京都市 中京区	売却	店舗及び 旧保養所	919.37	385	110	1	0	497	42

(注) 上記帳簿価額には、新店舗に引き継がれた資産分合計8百万円を含みません。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他

重要なものはありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
危機対応準備金株式	10
計	4,000,000,010

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年12月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,186,531,448	2,186,531,448	—	単元株式数は、1,000株であります。
計	2,186,531,448	2,186,531,448	—	—

(注) 危機対応業務の円滑な実施を目的とし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2の規定に基づき、当金庫定款に危機対応準備金株式を発行することができる旨規定しておりますが、中間会計期間末現在及びこの半期報告書提出日現在、発行済の危機対応準備金株式はありません。

なお、当金庫定款に規定している危機対応準備金株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

危機対応準備金を有する株主（以下「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

(2) 配当金

危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

上記のほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

(4) 取得条項

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

(5) 単元株式数

単元株式数は、1株とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月30日	—	2,186,531	—	218,653,144	—	—

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	1,016,000	46.46
東銀リース株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目9番13号	5,300	0.24
大阪船場繊維卸商団地協同組合	大阪府箕面市船場東二丁目5番47号	4,680	0.21
大阪府医師協同組合	大阪府大阪市中央区上本町西三丁目1番5号	4,409	0.20
関東交通共済協同組合	東京都新宿区西新宿七丁目21番20号	4,303	0.19
東京カメラ流通協同組合	東京都豊島区高田三丁目23番23号	3,633	0.16
協同組合広島総合卸センター	広島県広島市西区商工センター一丁目14番1号	3,150	0.14
日本絹人織物工業組合連合会	東京都千代田区九段北一丁目15番12号	3,110	0.14
東京木材問屋協同組合	東京都江東区新木場一丁目18番8号	3,084	0.14
中部交通共済協同組合	愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号	3,000	0.13
株式会社珈栄舎	愛知県名古屋市中区丸屋町五丁目34番2号	3,000	0.13
興銀リース株式会社	東京都中央区京橋二丁目3番19号	3,000	0.13
計	—	1,056,670	48.32

(注) 上記のほか当金庫所有の自己株式9,591千株(発行済株式総数に対する割合:0.43%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 9,591,000	—	—
完全議決権株式(その他)	2,173,273,000	2,170,378	—
単元未満株式	3,667,448	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	2,186,531,448	—	—
総株主の議決権	—	2,170,378	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社商工組合中央金庫法第6条第3項の規定により、議決権を行使することができない株主名義の株式2,895,000株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同株主名義の完全議決権株式に係る議決権の数2,895個は含まれておりません。

2. 「単元未満株式」の欄には、当金庫所有の自己株式896株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目 10番17号	9,591,000	—	9,591,000	0.43
計	—	9,591,000	—	9,591,000	0.43

2 【株価の推移】

当金庫の株式は非上場・非登録につき、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

- (1) 新任役員
該当ありません。
- (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	山口 信夫	平成22年9月14日

(注) 取締役山口信夫氏は、平成22年9月14日逝去に伴い退任しております。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 業務推進部長	森 英雄	平成22年7月14日
取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 統合リスク管理部長	田中 千洋	平成22年7月14日
取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 資産サポート部長	田中 秀明	平成22年7月14日
取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 市場営業部長	白井 友康	平成22年7月14日

第5 【経理の状況】

1 当金庫の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号。以下「商工組合中央金庫法施行規則」という。）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び商工組合中央金庫法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び商工組合中央金庫法施行規則に基づき作成しております。

2 当金庫の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、商工組合中央金庫法施行規則に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び商工組合中央金庫法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び商工組合中央金庫法施行規則に基づき作成しております。

3 当金庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	77,336	77,116	53,016
コールローン及び買入手形	39,401	73,122	12,128
買入金銭債権	30,918	31,133	30,689
特定取引資産	32,153	41,428	26,464
有価証券	※1, ※7, ※11 2,151,721	※1, ※7, ※11 2,572,180	※1, ※7, ※11 2,479,413
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,339,276	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,391,079	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,427,069
外国為替	※6 7,816	※6 11,308	※6 8,039
その他資産	※7 105,145	※7 105,889	※7 104,413
有形固定資産	※9 44,124	※9 42,223	※9 43,496
無形固定資産	7,200	8,247	7,951
繰延税金資産	79,658	63,242	72,623
支払承諾見返	70,769	71,899	71,707
貸倒引当金	△246,463	△237,924	△246,678
資産の部合計	11,739,059	12,250,947	12,090,335
負債の部			
預金	※7 3,354,975	※7 3,397,050	※7 3,333,563
譲渡性預金	43,670	94,360	27,630
債券	6,211,087	5,751,618	5,941,095
コールマネー及び売渡手形	—	—	20,822
特定取引負債	26,635	36,726	20,964
借入金	※7, ※10 909,666	※7, ※10 1,785,667	※7, ※10 1,556,576
外国為替	84	28	85
その他負債	※7 255,455	※7 228,889	※7 241,343
賞与引当金	4,551	4,414	4,513
退職給付引当金	20,202	19,851	20,248
役員退職慰労引当金	55	63	69
睡眠債券払戻損失引当金	3,860	2,974	3,083
環境対策引当金	—	251	—
その他の引当金	72	65	60
繰延税金負債	62	64	63
負ののれん	626	467	547
支払承諾	70,769	71,899	71,707
負債の部合計	10,901,773	11,394,393	11,242,374

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	218,653	218,653	218,653
危機対応準備金	150,000	150,000	150,000
特別準備金	400,811	400,811	400,811
資本剰余金	0	0	0
利益剰余金	62,056	74,235	70,660
自己株式	△953	△965	△958
株主資本合計	830,566	842,734	839,166
その他有価証券評価差額金	2,593	9,853	4,749
繰延ヘッジ損益	333	172	247
評価・換算差額等合計	2,926	10,026	4,997
少数株主持分	3,793	3,793	3,796
純資産の部合計	837,286	856,554	847,960
負債及び純資産の部合計	11,739,059	12,250,947	12,090,335

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	119,553	115,842	239,943
資金運用収益	93,416	92,583	187,899
(うち貸出金利息)	84,020	84,206	169,452
(うち有価証券利息配当金)	8,081	6,904	15,809
役務取引等収益	4,654	4,785	9,630
特定取引収益	2,983	2,944	5,965
その他業務収益	16,852	13,587	33,981
その他経常収益	1,646	1,940	2,465
経常費用	121,392	100,383	227,252
資金調達費用	33,346	27,862	64,249
(うち預金利息)	4,416	3,034	8,176
(うち債券利息)	26,909	19,298	49,661
役務取引等費用	624	1,081	1,637
特定取引費用	—	53	—
その他業務費用	11,315	12,060	22,964
営業経費	39,220	39,139	77,489
その他経常費用	※1 36,884	※1 20,186	※1 60,911
経常利益又は経常損失(△)	△1,838	15,459	12,690
特別利益	104	1,779	451
固定資産処分益	0	1,707	55
償却債権取立益	104	72	396
特別損失	34	1,279	54
固定資産処分損	31	134	51
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	896	—
環境対策引当金繰入額	—	248	—
その他の特別損失	2	—	2
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△1,767	15,958	13,088
法人税、住民税及び事業税	270	1,934	904
法人税等調整額	△137	5,950	5,476
法人税等合計	132	7,885	6,380
少数株主損益調整前中間純利益	—	8,073	—
少数株主利益	—	—	3
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,900	8,073	6,704

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	218,653	218,653	218,653
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	218,653	218,653	218,653
危機対応準備金			
前期末残高	—	150,000	—
当中間期変動額			
危機対応準備金への出資	150,000	—	150,000
当中間期変動額合計	150,000	—	150,000
当中間期末残高	150,000	150,000	150,000
特別準備金			
前期末残高	400,811	400,811	400,811
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	400,811	400,811	400,811
資本剰余金			
前期末残高	0	0	0
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	0	0
自己株式の消却	△0	—	△0
当中間期変動額合計	0	0	0
当中間期末残高	0	0	0
利益剰余金			
前期末残高	66,206	70,660	66,206
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,249	△4,498	△2,249
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,900	8,073	6,704
当中間期変動額合計	△4,150	3,574	4,454
当中間期末残高	62,056	74,235	70,660
自己株式			
前期末残高	△945	△958	△945
当中間期変動額			
自己株式の取得	△8	△6	△13
自己株式の処分	0	0	0
自己株式の消却	0	—	0
当中間期変動額合計	△8	△6	△13
当中間期末残高	△953	△965	△958

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	684,725	839,166	684,725
当中間期変動額			
危機対応準備金への出資	150,000	—	150,000
剰余金の配当	△2,249	△4,498	△2,249
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,900	8,073	6,704
自己株式の取得	△8	△6	△13
自己株式の処分	0	0	0
自己株式の消却	—	—	—
当中間期変動額合計	145,841	3,567	154,441
当中間期末残高	830,566	842,734	839,166
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△3,735	4,749	△3,735
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,328	5,104	8,484
当中間期変動額合計	6,328	5,104	8,484
当中間期末残高	2,593	9,853	4,749
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	429	247	429
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△96	△75	△181
当中間期変動額合計	△96	△75	△181
当中間期末残高	333	172	247
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△3,306	4,997	△3,306
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,232	5,029	8,303
当中間期変動額合計	6,232	5,029	8,303
当中間期末残高	2,926	10,026	4,997
少数株主持分			
前期末残高	3,697	3,796	3,697
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	95	△3	99
当中間期変動額合計	95	△3	99
当中間期末残高	3,793	3,793	3,796

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	685,116	847,960	685,116
当中間期変動額			
危機対応準備金への出資	150,000	—	150,000
剰余金の配当	△2,249	△4,498	△2,249
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,900	8,073	6,704
自己株式の取得	△8	△6	△13
自己株式の処分	0	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,327	5,025	8,402
当中間期変動額合計	152,169	8,593	162,843
当中間期末残高	837,286	856,554	847,960

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△1,767	15,958	13,088
減価償却費	2,422	2,465	4,920
負ののれん償却額	△79	△79	△159
貸倒引当金の増減(△)	9,741	△8,753	9,956
賞与引当金の増減額(△は減少)	△27	△99	△64
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△139	△397	△93
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△3	△6	11
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	389	△109	△388
環境対策引当金の増減額(△は減少)	—	251	—
その他の引当金の増減額(△は減少)	△5	5	△17
資金運用収益	△93,416	△92,583	△187,899
資金調達費用	33,346	27,862	64,249
有価証券関係損益(△)	△3,180	3,171	△6,580
為替差損益(△は益)	△165	△20	△326
固定資産処分損益(△は益)	31	△1,572	△4
特定取引資産の純増(△)減	△12,760	△14,963	△7,070
特定取引負債の純増減(△)	12,863	15,761	7,192
貸出金の純増(△)減	△207,942	35,990	△295,734
預金の純増減(△)	246,027	63,486	224,616
譲渡性預金の純増減(△)	△6,090	66,730	△22,130
債券の純増減(△)	△194,504	△189,476	△464,495
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	635,159	229,091	1,282,069
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	957	△20,866	△15,601
コールローン等の純増(△)減	△34,846	△61,437	△7,344
コールマネー等の純増減(△)	△4,207	△20,822	16,614
外国為替(資産)の純増(△)減	△809	△3,269	△1,032
外国為替(負債)の純増減(△)	55	△56	56
資金運用による収入	94,765	94,875	189,582
資金調達による支出	△33,361	△28,638	△65,720
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	896	—
その他	△16,661	△11,857	△26,678
小計	425,791	101,536	711,015
法人税等の支払額	△738	△308	△1,323
営業活動によるキャッシュ・フロー	425,052	101,228	709,692

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△3,902,294	△3,130,419	△8,278,386
有価証券の売却による収入	766,480	114,175	1,351,468
有価証券の償還による収入	2,550,182	2,922,806	6,018,381
有形固定資産の取得による支出	△432	△585	△1,278
無形固定資産の取得による支出	△1,502	△1,556	△3,381
有形固定資産の売却による収入	0	2,093	115
投資活動によるキャッシュ・フロー	△587,566	△93,485	△913,080
財務活動によるキャッシュ・フロー			
危機対応準備金への出資による収入	150,000	—	150,000
配当金の支払額	△2,249	△4,498	△2,249
少数株主への配当金の支払額	△2	△3	△2
自己株式の取得による支出	△8	△6	△13
自己株式の売却による収入	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	147,739	△4,509	147,734
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△14,774	3,233	△55,653
現金及び現金同等物の期首残高	83,641	27,988	83,641
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 68,867	※1 31,221	※1 27,988

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7 会社名 八重洲商工株式会社 株式会社商工中金情報システム 商工サービス株式会社 八重洲興産株式会社 株式会社日本商工経済研究所 日本商工リース株式会社 商中カード株式会社 なお、日本商工リース株式会社は、平成21年10月1日付で会社名を商工中金リース株式会社に変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 3 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 7 会社名 八重洲商工株式会社 株式会社商工中金情報システム 商工サービス株式会社 八重洲興産株式会社 株式会社商工中金経済研究所 商工中金リース株式会社 商中カード株式会社 なお、株式会社日本商工経済研究所は、平成22年4月1日付で会社名を株式会社商工中金経済研究所に変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 3 会社名 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 7 会社名 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 3 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社</p>	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 同左</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 7社</p>
4 開示対象特別目的会社に関する事項	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。</p>	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 同左</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等 同左</p>	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 同左</p> <p>(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については当連結会計年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当金庫の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てしております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準 睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左</p> <p>(9) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(10) 環境対策引当金の計上基準 環境対策引当金は、P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間において、P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理費用の金額的重要性が増したことから、今後の発生見込額を環境対策引当金として計上しております。 これにより、税金等調整前中間純利益は251百万円減少し、環境対策引当金は、同額増加しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(11) その他の引当金の計上基準</p> <p>その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。</p> <p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(11) その他の引当金の計上基準</p> <p>同左</p> <p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p> <p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(11) その他の引当金の計上基準</p> <p>同左</p> <p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(ロ) 連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せず損益認識を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <hr/> <p>(15) 消費税等の会計処理 当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(ロ) 連結会社間取引等 同左</p> <p>(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p> <p>(15) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(ロ) 連結会社間取引等 同左</p> <hr/> <p>(15) 消費税等の会計処理 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	—————	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—————	—————	(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は2,398百万円増加、繰延税金資産は973百万円減少、その他有価証券評価差額金は1,424百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ536百万円増加しております。
—————	(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は15百万円、税金等調整前中間純利益は911百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始によるその他有価証券の増加額は88百万円、その他有価証券の減少額は810百万円であります。	—————

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>_____</p>	<p>(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号 平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(特別準備金)</p> <p>平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。</p> <p>なお、特別準備金は次の性格を有しております。</p> <p>(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。</p> <p>(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。</p> <p>(3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。</p> <p>(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。</p>	<p>(特別準備金)</p> <p>同左</p>	<p>(特別準備金)</p> <p>同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(危機対応準備金)</p> <p>株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。</p> <p>なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。</p> <p>(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。</p> <p>(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。</p> <p>(3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。</p> <p>(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。</p>	<p>(危機対応準備金)</p> <p>同左</p>	<p>(危機対応準備金)</p> <p>同左</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金1,036百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は139,106百万円、延滞債権額は181,646百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,404百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金694百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は121,237百万円、延滞債権額は194,900百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,410百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は0百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金810百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は135,162百万円、延滞債権額は179,852百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,270百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は331,160百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は298,617百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 171,071百万円 その他資産 401百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,102百万円 借入金 5,462百万円 その他負債 213百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券174,266百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金等は、3,262百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は318,548百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は290,784百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 144,065百万円 その他資産 326百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,928百万円 借入金 5,000百万円 その他負債 294百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券174,989百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金等は、2,438百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は319,287百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は305,770百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 160,712百万円 その他資産 341百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,520百万円 借入金 4,400百万円 その他負債 287百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,653百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金等は、3,312百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、762,007百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが720,956百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 85,259百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は239,978百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、732,431百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが704,675百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 78,790百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は212,229百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、744,935百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが710,309百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 82,304百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は227,545百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 その他経常費用には、貸出金償却475百万円、貸倒引当金繰入額33,700百万円、株式等償却475百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却30百万円、貸倒引当金繰入額16,742百万円、株式等償却2,637百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却3,095百万円、貸倒引当金繰入額52,431百万円、株式等償却593百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
種類株式	—	0	0	—	(注1)
合計	2,186,531	0	0	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,441	66	1	9,506	(注2)
種類株式	—	0	0	—	(注3)
合計	9,441	66	1	9,506	

- (注) 1. 発行済株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を発行し、自己株式として取得後、消却したものであります。
2. 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。
3. 自己株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を取得し、消却したものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	508	0.5(注)	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	普通株式 (政府以外分)	1,741	1.5		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合 計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,541	51	1	9,591	(注)
合 計	9,541	51	1	9,591	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0(注)	平成22年3月31日	平成22年6月24日
	普通株式 (政府以外分)	3,482	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間

の末日後となるもの

該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
種類株式	—	0	0	—	(注1)
合計	2,186,531	0	0	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,441	104	3	9,541	(注2)
種類株式	—	0	0	—	(注3)
合計	9,441	104	3	9,541	

- (注) 1. 発行済株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を発行し、自己株式として取得後、消却したものであります。
2. 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。減少は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。
3. 自己株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を取得し、消却したものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	508	0.5(注)	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	普通株式 (政府以外分)	1,741	1.5		

- (注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	利益剰余金	1.0(注1)	平成22年3月31日	平成22年6月22日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,482		3.0		

- (注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 77,336 日本銀行預け金を 除く預け金 <u>△8,469</u> 現金及び現金同等物 <u>68,867</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年9月30日現在 現金預け金勘定 77,116 日本銀行預け金を 除く預け金 <u>△45,894</u> 現金及び現金同等物 <u>31,221</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 53,016 日本銀行預け金を 除く預け金 <u>△25,028</u> 現金及び現金同等物 <u>27,988</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・ リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、電子計算機で あります。 ② リース資産の減価償却の方 法 中間連結財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項 「5 会計処理基準に関する 事項」の「(4) 減価償却の方 法」に記載のとおりでありま す。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・ リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方 法 同左	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・ リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方 法 連結財務諸表作成のための 基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」 の「(4) 減価償却の方法」に 記載のとおりであります。
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法 に準じて会計処理を行っている 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引 該当ありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法 に準じて会計処理を行っている 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引 同左	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法 に準じて会計処理を行っている 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引 同左
2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取 引のうち解約不能のものに係 る未経過リース料 1年内 310百万円 1年超 231百万円 合計 541百万円	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取 引のうち解約不能のものに係 る未経過リース料 1年内 353百万円 1年超 381百万円 合計 735百万円	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取 引のうち解約不能のものに係 る未経過リース料 1年内 345百万円 1年超 410百万円 合計 755百万円

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません((注2)参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 特定取引資産			
売買目的有価証券	170	170	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	334,974	342,053	7,078
その他有価証券	2,227,901	2,227,901	—
(3) 貸出金	9,391,079		
貸倒引当金(*1)	△232,299		
	9,158,779	9,261,782	103,002
資産計	11,721,826	11,831,908	110,081
(1) 預金	3,397,050	3,399,447	2,397
(2) 譲渡性預金	94,360	94,391	31
(3) 債券	5,751,618	5,782,088	30,469
(4) 借入金	1,785,667	1,801,618	15,951
負債計	11,028,696	11,077,546	48,849
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,804	10,804	—
ヘッジ会計が適用されているもの	5	5	—
デリバティブ取引計	10,810	10,810	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	8,608
② 組合出資金(*3)	694
合 計	9,303

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について53百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し、損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク(信用リスク)があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や資金関連スワップ取引があります。当金庫グループでは、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である債券、借入金、外貨建ての貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避し、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融资会議等を開催し、付議しております。さらに、リスク管理の実効性を確保するため、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、統合リスク管理部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、業務目的区分毎にポジション枠やリスクリミットを設けて金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利リスクの状況を業務目的区分毎に把握し、評価損益や10bpv、バリュー・アット・リスク（VaR）等によりモニタリングを行い、日次ベースで担当取締役、月次ベースで代表取締役並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式の保有については、取締役会が業務計画において純投資と政策投資の株式残高の上限額を決定しております。純投資株式については、ALM会議で業務目的区分毎にポジション枠やリスクリミットを設けて価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。政策投資株式のうち上場株式についてもリスクリミットを設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において政策投資や純投資の業務目的区分毎に把握し、残高や評価損益、バリュー・アット・リスク（VaR）等によりモニタリングを行い、日次ベースで担当取締役、月次ベースで代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況は統合リスク管理部において把握し、日次ベースで担当取締役、四半期ベースで代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 特定取引資産			
売買目的有価証券	376	376	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	263,795	265,217	1,422
その他有価証券	2,206,144	2,206,144	—
(3) 貸出金	9,427,069		
貸倒引当金(*1)	△240,380		
	9,186,688	9,248,695	62,006
資産計	11,657,005	11,720,434	63,428
(1) 預金	3,333,563	3,336,374	2,810
(2) 譲渡性預金	27,630	27,654	24
(3) 債券	5,941,095	5,968,913	27,817
(4) 借入金	1,556,576	1,557,125	549
負債計	10,858,865	10,890,068	31,202
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	8,584	8,584	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	8,584	8,584	—

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	8,662
② 組合出資金(*3)	810
合 計	9,473

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について480百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	972,665	707,540	540,618	173,722	31,000	—
満期保有目的の債券	66,000	54,612	—	135,400	—	—
うち国債	66,000	46,800	—	135,400	—	—
社債	—	7,812	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの(*1)	906,665	652,928	540,618	38,322	31,000	—
うち国債	784,960	377,000	435,500	27,600	30,000	—
地方債	15,865	63,972	28,656	—	—	—
短期社債	5,000	—	—	—	—	—
社債	96,932	209,629	65,297	3,279	1,000	—
その他	3,907	2,326	11,164	7,443	—	—
貸出金(*2)	4,207,362	2,719,247	1,373,843	367,926	266,366	174,877
合 計	5,180,027	3,426,787	1,914,462	541,649	297,366	174,877

(*1) その他有価証券のうち満期があるもののうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債券である償還予定額が見込めない552百万円は含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない315,013百万円、期間の定めのないもの2,431百万円は含めておりません。

(注4) 債券、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	3,037,110	281,370	15,082	—	—	—
譲渡性預金	27,630	—	—	—	—	—
債券	2,327,662	2,308,278	1,196,444	34,600	74,700	—
借入金	28,748	527,217	589,140	384,431	26,421	615
合計	5,421,152	3,116,865	1,800,667	419,031	101,121	615

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

- ※ 1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	144,962	146,359	1,396
社債	7,841	7,914	73
合計	152,803	154,273	1,470

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	14,560	15,973	1,412
債券	1,703,314	1,708,108	4,793
国債	1,466,448	1,468,793	2,345
地方債	70,423	71,097	673
社債	166,443	168,217	1,774
その他	25,932	24,008	△1,923
合計	1,743,807	1,748,090	4,282

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、0百万円(うち、株式0百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	8,501
債券	241,288
その他の証券	19,769

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連 結貸借対照表 計上額を超え るもの	国債	327,150	334,188	7,037
	社債	7,823	7,864	40
	小計	334,974	342,053	7,078
時価が中間連 結貸借対照表 計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		334,974	342,053	7,078

2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	8,172	4,740	3,432
	債券	1,597,563	1,583,124	14,438
	国債	1,105,300	1,096,203	9,097
	地方債	142,902	141,933	969
	短期社債	—	—	—
	社債	349,360	344,988	4,372
	その他	845	840	4
	小計	1,606,581	1,588,706	17,875
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	6,034	7,147	△1,113
	債券	615,285	615,540	△255
	国債	598,288	598,361	△72
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	16,997	17,179	△182
	その他	15,971	15,971	—
	小計	637,291	638,660	△1,368
合計	2,243,873	2,227,366	16,506	

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,843百万円(うち、株式2,583百万円、社債259百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	209,206	210,584	1,378
	社債	7,832	7,894	62
	小計	217,038	218,479	1,440
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	46,757	46,738	△18
	社債	—	—	—
	小計	46,757	46,738	△18
合計		263,795	265,217	1,422

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,225	5,175	4,049
	債券			
	国債	843,326	839,559	3,767
	地方債	103,377	102,607	770
	短期社債	4,999	4,999	0
	社債	347,308	343,096	4,211
	その他	5,113	5,107	6
	小計	1,313,351	1,300,546	12,805
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,357	9,288	△2,931
	債券			
	国債	826,934	827,210	△275
	地方債	6,941	6,943	△2
	短期社債	—	—	—
	社債	34,023	34,470	△447
	その他	37,826	39,056	△1,229
	小計	912,083	916,969	△4,885
合計	2,225,434	2,217,515	7,919	

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	196	82	25
債券			
国債	1,243,132	6,404	106
地方債	15,125	323	—
社債	77,914	1,228	—
その他	15,100	58	5
合計	1,351,468	8,097	137

6 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、470百万円(うち、株式113百万円、社債357百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,282
その他有価証券	4,282
(△)繰延税金負債	△1,689
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,593
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	2,593

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	16,506
その他有価証券	16,506
(△)繰延税金負債	△6,652
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9,853
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	9,853

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,919
その他有価証券	7,919
(△)繰延税金負債	△3,169
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,749
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,749

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	5,385,055	3,369	3,369
	金利オプション	—	—	—
	その他	2,510	△2	27
	合計	—	3,366	3,396

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,320,583	2,037	2,037
	為替予約	31,666	133	133
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	2,171	2,171

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(7) その他(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ取引	307	8	—
	合計	—	8	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,983,012	2,091,380	27,297	27,297
	受取変動・支払固定	3,225,130	1,997,646	△24,547	△24,547
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	2,039	1,996	△0	16
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	2,748	2,765

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,730,709	1,631,373	7,759	7,759
	為替予約				
	売建	21,062	2,615	780	780
	買建	23,600	2,337	△490	△490
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	8,050	8,050

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

(7) その他(平成22年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	307	307	5	—
	合計	—	—	5	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借入金等の有利息の金融資産・負債	2,890,100	2,351,400	(注2)
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定		3,879	3,815	(注2)
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	736	—	5
	合計	—	—	—	5

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	9,962	—	0	0
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,765,990	2,233,558	18,198	18,198
	受取変動・支払固定	3,080,883	1,984,248	△14,948	△14,948
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	2,255	2,214	△1	21	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	3,248	3,271

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,539,829	1,435,841	5,181	5,181
	為替予約				
	売建	20,796	246	△223	△223
	買建	20,273	93	370	370
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	5,328	5,328

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(7) その他(平成22年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	307	307	7	—
	合計	—	—	7	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借入金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		2,990,300	2,343,300	(注2)
	受取変動・支払固定		4,903	2,720	(注2)
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当事項はありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
該当事項はありません。
- III 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

- I 当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注1)	1,524 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 百万円
その他増減(△は減少)	0 百万円
当中間連結会計期間末残高	<u>1,524 百万円</u>

(注) 1. 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

(注) 2. 建物等賃貸契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

- I 当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)
賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。
- II 前連結会計年度末(平成22年3月31日現在)
賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	106,713	12,035	803	119,553	—	119,553
(2) セグメント間の内部 経常収益	196	485	2,742	3,423	(3,423)	—
計	106,909	12,521	3,546	122,977	(3,423)	119,553
経常費用	109,658	11,712	3,425	124,797	(3,405)	121,392
経常利益 (△は経常損失)	△2,748	808	120	△1,819	(18)	△1,838

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務……………銀行業
- (2) リース業務……………リース業
- (3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	214,259	24,048	1,635	239,943	—	239,943
(2) セグメント間の内部 経常収益	372	931	5,438	6,743	(6,743)	—
計	214,632	24,980	7,074	246,687	(6,743)	239,943
経常費用	203,644	23,497	6,831	233,972	(6,719)	227,252
経常利益 (△は経常損失)	10,988	1,483	243	12,714	(24)	12,690
II 資産、減価償却費 及び資本的支出						
資産	12,056,799	66,159	8,327	12,131,286	(40,951)	12,090,335
減価償却費	5,039	31	42	5,113	(192)	4,920
資本的支出	4,509	30	178	4,718	(59)	4,659

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務……………銀行業
- (2) リース業務……………リース業
- (3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当金庫グループの報告セグメントは、当金庫グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当金庫グループは、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。

したがって、当金庫グループは業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために、貸出、預金、為替、保証等の金融サービスを提供しております。「リース業」は、主として株式会社商工組合中央金庫の取引先に対しリース・割賦等の金融サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の取引における取引価格及び振替価格は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	中間連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	103,372	11,613	114,986	855	115,842	—	115,842
(2) セグメント間の内部 経常収益	158	382	541	2,585	3,126	△3,126	—
計	103,531	11,996	115,527	3,441	118,969	△3,126	115,842
セグメント利益	14,302	855	15,157	100	15,258	200	15,459
セグメント資産	12,213,085	65,162	12,278,248	8,461	12,286,709	△35,761	12,250,947
セグメント負債	11,362,202	59,694	11,421,897	4,441	11,426,338	△31,945	11,394,393
その他の項目							
減価償却費	2,507	15	2,523	20	2,544	△78	2,465
資金運用収益	92,630	18	92,648	49	92,697	△113	92,583
資金調達費用	27,705	267	27,973	6	27,979	△117	27,862
特別利益	1,778	247	2,026	2	2,029	△250	1,779
(固定資産処分益)	1,707	—	1,707	—	1,707	—	1,707
特別損失	1,279	0	1,279	0	1,279	—	1,279
(固定資産処分損)	134	0	134	0	134	—	134
(資産除去債務会計 基準の適用に伴う 影響額)	896	—	896	—	896	—	896
(環境対策引当金 繰入額)	248	—	248	—	248	—	248
税金費用	7,425	425	7,850	53	7,904	△19	7,885
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,141	16	2,157	7	2,165	△20	2,144

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額200百万円は、セグメント間取引消去△49百万円及びリース業等の貸倒引当金戻入額250百万円であります。

(2)セグメント資産の調整額△35,761百万円は、セグメント間取引消去△35,761百万円であります。

(3)セグメント負債の調整額△31,945百万円は、セグメント間取引消去△31,945百万円であります。

(4)減価償却費の調整額△78百万円は、セグメント間取引消去△78百万円であります。

(5)資金運用収益の調整額△113百万円は、セグメント間取引消去△113百万円であります。

(6)資金調達費用の調整額△117百万円は、セグメント間取引消去△117百万円であります。

(7)特別利益の調整額△250百万円は、リース業等の貸倒引当金戻入額△250百万円であります。

(8)税金費用の調整額△19百万円は、セグメント間取引消去△19百万円であります。

(9)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△20百万円は、セグメント間取引消去△20百万円であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	84,206	31,636	115,842

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	129.84	138.70	134.75
1株当たり中間(当期)純利益金額 (△は1株当たり中間(当期)純損失金額)	円	△0.87	3.70	3.07
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額	円	—	—	—

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	837,286	856,554	847,960
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	554,604	554,604	554,607
(うち危機対応準備金)	百万円	150,000	150,000	150,000
(うち特別準備金)	百万円	400,811	400,811	400,811
(うち少数株主持分)	百万円	3,793	3,793	3,796
普通株式に係る 中間期末の純資産額	百万円	282,681	301,950	293,353
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末の普 通株式の数	千株	2,177,025	2,176,939	2,176,989

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額(又は1株当たり中間(当期)純損失金額)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額 (1株当たり中間(当期)純損失金額)				
中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純損失)	百万円	△1,900	8,073	6,704
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益 (△は普通株式に係る中間 (当期)純損失)	百万円	△1,900	8,073	6,704
普通株式の期中平均株式	千株	2,177,055	2,176,964	2,177,032

3. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

III 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	77,291	77,073	52,979
コールローン	39,401	73,122	12,128
買入金銭債権	31,220	31,156	30,830
特定取引資産	32,153	41,428	26,464
有価証券	※1, ※7, ※11 2,154,886	※1, ※7, ※11 2,575,478	※1, ※7, ※11 2,482,634
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,370,582	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,414,189	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,455,603
外国為替	※6 7,816	※6 11,308	※6 8,039
その他資産	※7 40,021	※7 43,287	※7 40,377
有形固定資産	※9 42,761	※9 40,707	※9 41,948
無形固定資産	7,270	8,320	8,007
繰延税金資産	78,554	62,314	71,582
支払承諾見返	70,580	71,742	71,529
貸倒引当金	△244,942	△237,045	△245,325
資産の部合計	11,707,597	12,213,085	12,056,799
負債の部			
預金	※7 3,360,751	※7 3,402,245	※7 3,337,866
譲渡性預金	43,670	94,360	27,630
債券	6,211,227	5,751,818	5,941,275
コールマネー	—	—	20,822
特定取引負債	26,635	36,726	20,964
借入金	※7, ※10 883,161	※7, ※10 1,753,242	※7, ※10 1,529,101
外国為替	84	28	85
その他負債	250,737	225,226	237,355
未払法人税等	432	2,104	801
リース債務	1,729	822	1,225
資産除去債務	—	88	—
未払債券元金	196,241	174,018	185,083
その他の負債	52,333	48,191	50,244
賞与引当金	4,330	4,200	4,310
退職給付引当金	19,726	19,341	19,760
役員退職慰労引当金	26	44	41
睡眠債券払戻損失引当金	3,860	2,974	3,083
環境対策引当金	—	251	—
支払承諾	70,580	71,742	71,529
負債の部合計	10,874,789	11,362,202	11,213,824

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	218,653	218,653	218,653
危機対応準備金	150,000	150,000	150,000
特別準備金	400,811	400,811	400,811
資本剰余金	0	0	0
その他資本剰余金	0	0	0
利益剰余金	61,416	72,379	69,502
利益準備金	14,314	15,214	14,314
その他利益剰余金	47,101	57,165	55,187
特別積立金	49,570	49,570	49,570
繰越利益剰余金	△2,469	7,594	5,616
自己株式	△953	△965	△958
株主資本合計	829,927	840,879	838,008
その他有価証券評価差額金	2,547	9,831	4,718
繰延ヘッジ損益	333	172	247
評価・換算差額等合計	2,880	10,004	4,966
純資産の部合計	832,807	850,883	842,974
負債及び純資産の部合計	11,707,597	12,213,085	12,056,799

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
経常収益	106,909	103,531	214,632
資金運用収益	93,508	92,630	188,070
(うち貸出金利息)	84,118	84,257	169,628
(うち有価証券利息配当金)	8,076	6,900	15,806
役務取引等収益	4,474	4,611	9,265
特定取引収益	2,983	2,944	5,965
その他業務収益	4,369	1,520	9,038
その他経常収益	1,573	1,825	2,292
経常費用	109,658	89,229	203,644
資金調達費用	33,212	27,705	63,965
(うち預金利息)	4,418	3,035	8,179
(うち債券利息)	26,910	19,299	49,663
役務取引等費用	611	1,064	1,609
特定取引費用	—	53	—
その他業務費用	401	1,484	965
営業経費	※1 38,768	※1 38,582	※1 76,606
その他経常費用	※2 36,665	※2 20,339	※2 60,497
経常利益又は経常損失(△)	△2,748	14,302	10,988
特別利益	104	※3 1,778	451
特別損失	30	※4 1,279	46
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△2,674	14,801	11,392
法人税、住民税及び事業税	5	1,595	446
法人税等調整額	△210	5,830	5,330
法人税等合計	△204	7,425	5,776
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,469	7,376	5,616

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	218,653	218,653	218,653
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	218,653	218,653	218,653
危機対応準備金			
前期末残高	—	150,000	—
当中間期変動額			
危機対応準備金への出資	150,000	—	150,000
当中間期変動額合計	150,000	—	150,000
当中間期末残高	150,000	150,000	150,000
特別準備金			
前期末残高	400,811	400,811	400,811
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	400,811	400,811	400,811
資本剰余金			
その他資本剰余金			
前期末残高	0	0	0
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	0	0
自己株式の消却	△0	—	△0
当中間期変動額合計	0	0	0
当中間期末残高	0	0	0
資本剰余金合計			
前期末残高	0	0	0
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	0	0
自己株式の消却	△0	—	△0
当中間期変動額合計	0	0	0
当中間期末残高	0	0	0
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	13,865	14,314	13,865
当中間期変動額			
剰余金の配当	449	899	449
当中間期変動額合計	449	899	449
当中間期末残高	14,314	15,214	14,314

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
その他利益剰余金			
特別積立金			
前期末残高	51,470	49,570	51,470
当中間期変動額			
特別積立金の取崩	△1,900	—	△1,900
当中間期変動額合計	△1,900	—	△1,900
当中間期末残高	49,570	49,570	49,570
繰越利益剰余金			
前期末残高	799	5,616	799
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,699	△5,398	△2,699
特別積立金の取崩	1,900	—	1,900
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,469	7,376	5,616
当中間期変動額合計	△3,268	1,977	4,816
当中間期末残高	△2,469	7,594	5,616
利益剰余金合計			
前期末残高	66,135	69,502	66,135
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,249	△4,498	△2,249
特別積立金の取崩	—	—	—
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,469	7,376	5,616
当中間期変動額合計	△4,719	2,877	3,366
当中間期末残高	61,416	72,379	69,502
自己株式			
前期末残高	△945	△958	△945
当中間期変動額			
自己株式の取得	△8	△6	△13
自己株式の処分	0	0	0
自己株式の消却	0	—	0
当中間期変動額合計	△8	△6	△13
当中間期末残高	△953	△965	△958
株主資本合計			
前期末残高	684,654	838,008	684,654
当中間期変動額			
危機対応準備金への出資	150,000	—	150,000
剰余金の配当	△2,249	△4,498	△2,249
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,469	7,376	5,616
自己株式の取得	△8	△6	△13
自己株式の処分	0	0	0
自己株式の消却	—	—	—

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
当中間期変動額合計	145,272	2,870	153,353
当中間期末残高	829,927	840,879	838,008
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△3,759	4,718	△3,759
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,306	5,112	8,477
当中間期変動額合計	6,306	5,112	8,477
当中間期末残高	2,547	9,831	4,718
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	429	247	429
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△96	△75	△181
当中間期変動額合計	△96	△75	△181
当中間期末残高	333	172	247
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△3,329	4,966	△3,329
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,210	5,037	8,296
当中間期変動額合計	6,210	5,037	8,296
当中間期末残高	2,880	10,004	4,966
純資産合計			
前期末残高	681,324	842,974	681,324
当中間期変動額			
危機対応準備金への出資	150,000	—	150,000
剰余金の配当	△2,249	△4,498	△2,249
中間純利益又は中間純損失（△）	△2,469	7,376	5,616
自己株式の取得	△8	△6	△13
自己株式の処分	0	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,210	5,037	8,296
当中間期変動額合計	151,482	7,908	161,650
当中間期末残高	832,807	850,883	842,974

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 特定取引資産・ 負債の評価基準 及び収益・費用 の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当事業年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠債券払戻損失引当金 睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 睡眠債券払戻損失引当金 同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠債券払戻損失引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	_____	<p>(6) 環境対策引当金</p> <p>環境対策引当金は、P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間において、P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理費用の金額的重要性が増したことから、今後の発生見込額を環境対策引当金として計上しております。</p> <p>これにより、税引前中間純利益は251百万円減少し、環境対策引当金は、同額増加しております。</p>	_____
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
7 ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(イ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(ロ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せず損益認識を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(ロ) 内部取引等 同左	(ロ) 内部取引等 同左
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は2,398百万円増加、繰延税金資産は973百万円減少、その他有価証券評価差額金は1,424百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ536百万円増加しております。</p>
<p>_____</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は15百万円、税引前中間純利益は911百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の増加額は88百万円、その他資産の減少額は810百万円であります。</p>	<p>_____</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(特別準備金)</p> <p>平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。</p> <p>なお、特別準備金は次の性格を有しております。</p> <p>(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。</p> <p>(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。</p> <p>(3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。</p> <p>(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。</p>	<p>(特別準備金)</p> <p>同左</p>	<p>(特別準備金)</p> <p>同左</p>

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(危機対応準備金)</p> <p>株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。</p> <p>なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。</p> <p>(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。</p> <p>(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。</p> <p>(3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。</p> <p>(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。</p>	<p>(危機対応準備金)</p> <p>同左</p>	<p>(危機対応準備金)</p> <p>同左</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,452百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は139,102百万円、延滞債権額は181,581百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,404百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,119百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は121,234百万円、延滞債権額は194,855百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,407百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は0百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,231百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は135,159百万円、延滞債権額は179,804百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,270百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は331,091百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は298,617百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 171,071百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,102百万円 借入金 5,412百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券174,266百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金等は、3,180百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は318,497百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は290,784百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 144,065百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,928百万円 借入金 5,000百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券174,989百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金等は、2,360百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は319,236百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は305,770百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 160,712百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,520百万円 借入金 4,400百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,653百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金・敷金等は、3,235百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、763,682百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが722,631百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 57,013百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は239,978百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、741,745百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが713,989百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 58,585百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は212,229百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、751,140百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが716,514百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 58,138百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は227,545百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,393百万円 無形固定資産 1,095百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金償却474百万円、貸倒引当金繰入額33,516百万円、株式等償却471百万円を含んでおります。 _____ _____	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,259百万円 無形固定資産 1,248百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金償却29百万円、貸倒引当金繰入額16,953百万円、株式等償却2,628百万円を含んでおります。 ※3 特別利益には、固定資産処分益1,707百万円を含んでおります。 ※4 特別損失には、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額896百万円及び環境対策引当金繰入額248百万円を含んでおります。	_____ ※2 その他経常費用には、貸出金償却3,090百万円、貸倒引当金繰入額52,215百万円、株式等償却588百万円を含んでおります。 _____ _____

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	9,441	66	1	9,506	(注1)
種類株式	—	0	0	—	(注2)
合計	9,441	66	1	9,506	

(注)1. 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 自己株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を取得し、消却したものであります。

II 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	9,541	51	1	9,591	(注)
合計	9,541	51	1	9,591	

(注)自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

III 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	9,441	104	3	9,541	(注1)
種類株式	—	0	0	—	(注2)
合計	9,441	104	3	9,541	

(注)1. 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 自己株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を取得し、消却したものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、電子計算機であります。 ② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左
2 オペレーティング・リース取引・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 322百万円 1年超 237百万円 合計 560百万円	2 オペレーティング・リース取引・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 363百万円 1年超 381百万円 合計 745百万円	2 オペレーティング・リース取引・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 354百万円 1年超 413百万円 合計 768百万円

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,441
関連会社株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

Ⅲ 前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,441
関連会社株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

I 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注1)	1,524 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 百万円
その他増減額(△は減少)	0 百万円
当中間会計期間末残高	<u>1,524 百万円</u>

(注) 1. 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(注) 2. 建物等賃借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(重要な後発事象)

I 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

Ⅲ 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度 第81期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

平成22年 6 月24日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月10日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 啓 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の間中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月10日

株式会社商工組合中央金庫

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 啓一 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 尚明 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の間中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月10日

株式会社商工組合中央金庫

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 啓 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第81期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月10日

株式会社商工組合中央金庫

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 啓一 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 尚明 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第82期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年12月15日

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 哲 夫

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲2丁目10番17号

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座1丁目7番13号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当金庫取締役社長関哲夫は、当金庫の第82期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。